



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国家は個体なのか : スピノザ政治論をめぐるある論争について
Author(s)	柏葉, 武秀
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 122, 1-31
Issue Date	2007-07-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27996
Type	departmental bulletin paper
File Information	CulturalScience122-1.pdf



国家は個体なのか ——スピノザ政治論をめぐるある論争について——

柏 葉 武 秀

はじめに

スピノザ政治論研究は、一九六〇年代末から七〇年代中葉にかけて、フランスを中心に勃興した「スピノザ・ルネサンス」によって大きく変貌を遂げた。せいぜいがホッブズの垂流程度の思想史的位置づけでしかなかったスピノザ政治論が独自の相貌をみせるようになったのである。S・ザク、A・マトゥロンやE・バリバルといった論者は、まずスピノザ政治論の特徴として、国家が諸個人の感情や衝動の力学によって構成されることを一致して主張する(Zac [1963], [1978], Matheron [1987], Balibar [1985], [1990])。つまり、理性的な諸個人が自己の利益実現を目的にして、たとえば契約を結んで国家を人工的に設立しそれに服従するといった構図とは無縁の地平で『神学政治論』や『政治論』を読み解いていく可能性が拓かれたのである。

これらフランスの研究者は同時に、スピノザにとって国家とはある種の「個体」として考えられると強調する。たとえばスピノザは、政治的な文脈においてもあらゆるものについて自然権を存在し活動する力と同一視し、自然法を自然法則に還元する。この自然主義的な法・権利理解は『神学政治論』から『政治論』まで一貫していささかの変化もない。すべてが自然法則に服するのであれば、そしてその点で例外が認められないのであれば、国家もまた自然法則に規制されるはずであろう。すると、国家もまた自然物と同様に個体と考えられるかもしれない。次のマトゥロンの言葉が国家を個体として解

積する方針の典型である。

「国家は運動のシステムであって、閉じたサイクルのなかで機能し、それ自身で永続的に自らを生み出し、再生産していく。……国家はそれゆえ、きわめて正確に言葉のスピノザ的な意味において個体なのである」(Matheron [1987] 346-7)

スピノザの形而上学体系において、物質的世界は最単純物体からはじまって、もろもろの複合物体が個体として構成され、さらに諸個体から上位の個体が組織されて、以下無限に進みついには個体としての全自然にいたる (E2 L7S)。マトゥロンは、この個体の階層秩序のどこかに国家を位置づけていくことが可能であるとみて、そこに豊かな成果を見込んでいる。国家や社会をスピノザ個体論を応用して分析する研究は、フランスでは一つの潮流となっている¹。

だが、この解釈には一部の英語圏の研究者から執拗な批判が投げかけられている。この論争がスピノザ研究史に確たる足跡を残すかどうかは、現時点では不明である。しかし、論争の帰趨次第ではスピノザ政治論解釈のある方向性が全面的に否定されかねない。もし国家を個体として解釈する方針そのものが誤っているのであれば、フランスの論者によって新たに提出された感情論分析の政治的文脈への組み込みといった読解は、テキスト解釈の成否を問う以前に排除されてしまう。そのことはすなわち、いまだ組み尽くされたとはいえない前世紀「スピノザ・ルネサンス」という鉅脈を、少なくともその重要な一部を放棄すべきだというにほかならない。そこで、あまりに訓詁注釈学にはしりすぎているとの批判は覚悟の上で、本論ではこの両陣営の論争を取り上げていく。

『エチカ』第二部の個体論を直接適用して国家を一つの個体とみなすフラン

¹ 日本では吉田が国家にコナトゥスを認めたスピノザ政治論解釈を発表しており、本論の分類によれば個体論的解釈に数えられるだろう (吉田 [1997] 44)。

スの研究動向に対してはじめて批判の刃を突きつけたのはライスである。ライスはマトゥロンが代表する国家論を「政治秩序の（テキストの）文字通りの解釈」と分類する。ライスによれば、この解釈はテキスト解釈としても無理があるし、スピノザ政治論に人間の自由意志が存立する余地を残さないという致命的な欠陥をもたらす。そこでライスは「あたかも一つの精神のように」結合されるのは人間個人の集合でしかないとして国家の「隠喩的解釈」をとる（Rice [1990]）。

ライスのこのような解釈は最近ではバーボンによって、独自の文献学的考証によって補強されている（Barbon [2002]）。またライスが依拠するスピノザ政治論研究はデン・ユルのものであるので、本論ではこれら三者を一括して国家の「隠喩的解釈論」と名付けておく（Den Uyl [1983]）。それに対してマトゥロンやザクラの国家を個体として捉える解釈を国家の「個体論的解釈」と総称する²。陣営それぞれの解釈者のあいだにはもちろん小さくはない相違を見いだしうるけれども、相違点にはあまりこだわらずに論じていく。

事柄はスピノザのテキスト解釈の妥当性にかかわるので、細かな争点はいくつも存在するが、すべてを網羅的に論じる必要はないだろう。論述の方向性は個体論的解釈が隠喩的解釈の批判にどこまで耐えられるかを確かめるというものとなる。

そこでまず後述に必要な限りでスピノザの物理学的個体論を紹介する(1)。その後ライスの叙述に沿いながら個体論的解釈と暗喩的解釈の対立を描く(2)。そして暗喩的解釈から見た個体論的解釈の難点を検討し(3)、最後に暗喩的解釈論者が抱く危惧に根拠がないことを示す(4)。本論の結論を先取りするというならば、個体論的解釈はスピノザ政治論解釈として十分妥当性を備えている。というのも、暗喩的解釈論者のテキストの読みにはさまざまな欠陥が見いだされるからである。

² この論争をモローは国家の「自然主義的解釈」対「人工的解釈」と再定義しているが、ここではこの呼称を採用しない（Moreau [1994] 442）。テーマを初めて設定したライスにいくぶんかの敬意を表する意味と、争点をより明晰に表現するためである。ちなみにモロー自身は個体論的解釈の陣営に属する。

1 個体論

フランスの研究者が依拠するスピノザの個体論は『エチカ』第二部定理一三の直後に挿入された物体論を詳述した一連の補助定理と公理である³。それらは、運動と静止と速度の遅速によってのみ区別される「最単純物体」を説明する四つの公理と三つの補助定理（さらに一つの系）からなる前半部分と、多様な物体から構成される複合物体の定義から始まる後半部分とに区別できる。本節で瞥見しておかねばならないのはこの後半の複合物体論である。

後半部冒頭の複合物体の定義はじつは個体の定義そのものである。その定義によれば、複合物体あるいは個体は周囲の圧力によって定義されている。様々な大きさのいくつかの物体が、相互に接合するの、様々な速度で運動しているいくつかの物体がその運動をある割合で伝達しあうようになるのも、周囲から圧力を受けるときである。そして、そのように相互に接合し運動を伝えあっている諸物体の結合状態が複合物体あるいは個体なのである。

「……またすべての物体が同時に一つの物体あるいは個体 (Individuum) を組織しているといわれる。そしてこの物体あるいは個体は諸物体のこのような合一によって他の物体から区別される」(E2P13 の後の Def)。

つまり、個体とはそれを構成する複数のいわば「下位の」諸物体が周囲の圧力によって一定の割合で運動を伝えあって合一している状態によって定義されるのである。このかぎりでは個体の個性性は下位の諸物体が合一するとされる運動の割合と同義である。

さて、この定義の後に個体の硬軟と流動性 (E2P13 の後の Ax3) について

³ 『短論文』第二部序文序言にも物体論あるいは人間身体論としての個体論に関わる注が置かれているが、こちらは注目されていない。内容的に『エチカ』と大きな差異がないからであろう。本節でも同じ理由で扱わない。

の公理を挟んで、下位の諸物体の変化や入れ代わりと個体の形相あるいは本性の維持という問題が四つの補助定理で論じられていく。個体を構成する諸物体が分離されても、同時に同じ本性をもつ同じだけの諸物体がその位置を占めるならば、(E2L4)、あるいは諸部分の大きさに変化が生じて、すべてが以前と同じ運動と静止の割合を維持するならば(L5)、諸部分が運動の方向を変えても、以前と同じ割合を維持するよう運動するならば(L6)、個体の本性・形相は維持される。そしてこのように複合的に組織された個体は、その運動と静止の如何、運動の方向に左右されることなく「各部分が自分の運動を維持し、以前と同様に他の諸部分にその運動を伝えるならば」自らの本性を維持しているのである (L7)。

国家の個体論的解釈にとって重要なのは、これら最単純物体のみから構成される個体では必ずしもない。注目されるべきなのは補助定理七の注解で述べられている「本性の異なる」個体の一種の階層秩序である。その注解はスピノザの物体論を詳述した一連の補助定理と公理を総括し、直後の人間の身体についての六つの公準を準備するものである。そこで論じられるのは本性の異なる多くの個体によって組織される物体である。その物体は本性の異なる多くの下位の個体によって構成されている。さらにその下位の個体となる物体も同様に構成されており、かかる序列の最下層には最単純物体が位置する。物体はそれを構成する多くの個体が様々な仕方で動かされているにもかかわらず、同一の本性を保持している。というのも、(補助定理七より)構成する諸個体は自らの本性を保持しながら自らの運動をさまざまな速度で他の諸部分に伝えているからである。このようにして形成された個体の秩序の最上位には一つの個体としての全自然が位置し「その諸部分、すなわちあらゆる物体は全体としての個体に何の変化ももたらすことなしに、無限に多くの仕方で変化することをわれわれは容易に理解するであろう」(L7S)。

この物理学的個体論は直後に人間身体にも適用される。人間身体は異なる本性をもつ「きわめて多くの個体から」組織された個体であって (E2Post1)、その主張はそれ以前の個体論とほぼ同じである。この身体論についても公準をも含めて個体の構成論理をまとめてみるならば次のようになるだろう。す

なわち、個体とは多様な本性をもつ下位の諸個体から構成されるのであって、それら下位個体が一定の運動を伝達しあっているかぎり、下位個体の運動の速度を変更しようが、下位個体が生成消滅しようが (Post4)、本性は維持されしたがって同一の個体としての個性もまた保存されるのである。

ここまでスピノザの物理学的個体論をテキストを忠実に解説しながら論じてきた。そのかぎりでは、スピノザ個体論の独自性はあまり前景に現れてはこなかった。もちろん、一七世紀自然学の文脈に置き直して、同時代の著作と比較対照していくならば、スピノザの独創性もいくばくかは発見できるかもしれない⁴。しかし、そのような比較研究は本論の課題ではない。論究したいのはあくまでも「国家の」個性性であって、物理学的個体論はその参照枠組みとしてのみ扱えば十分である。そのためには、個体の本性がいかなるものかをもう少しだけ詳しく調べる必要がある。事はコナトゥスに関わるからである。そしてもう一点、人間が下位個体となって構成される上位個体の存立可能性が『エチカ』のテキストでいかに書かれているかを確かめねばならない。その文言こそが国家の個体論的解釈が成立する根拠なのであるから。

1.1

よく知られているように、スピノザは『エチカ』第三部定理六で事物のコ

⁴ そのためには、個体論のみならずスピノザ自然学全体を射程に入れた研究が求められる。たとえばアブロンディとバーボンはデカルト自然学における個体論との比較しつつ、スピノザ個体論特有の力動的性格を分析している (Abbondi and Barbone [1994] 77-84)。より包括的な研究としてはレクリヴァンの論考がある (Lecrivain [1978] esp. 167, 203)。

また、スピノザ自然学において論争が尽きないのが最単純物体の位置づけである。いわく「ホイヘンスの振り子モデル」(Gueroult [1974] 158-64)、「無限に小さい延長する部分」(Deleuze[1968]183-8)、あげくは「特定しづらい機能的用語」(Lachterman[1978] 84) 等々。争点は、最単純物体が完全に分割されきったなんらか事象的な性格をもつか否かに絞られているようである。しかし、本論ではこれ以上最単純物体については言及しないので、最単純物体の解釈は棚上げしておく。同時に「運動と静止の割合」を数学的かつ厳密に計測することも断念する (Garrett [1994] 87)。

ナトゥスの存在を証明している。スピノザの形而上学体系においては、通常の事物は実体ではなく様態であり、個体もまた様態であるのは疑いを入れないと思われる。したがって、様態すべてに当てはまるこの定理が個体にもまた当てはまると考えるのはごく自然である。だが、コナトゥスを演繹する諸定理には個体という言葉は出現しないし、物理学的個体論にはいっさい言及されてもいない。また、先述した個体の定義では個体がいかに「区別されるか」をもって結論としていた。この定義は個体の区別という認識論的観点から主張されているとみることも出来るかもしれない(Garrett[1994]95-6)。そこで、迂遠かもしれないがあえて個体にコナトゥスが認められることを論証してみたい。

個体にコナトゥスを認めうるかどうかは、同じく個体とされる人間身体の本性についてスピノザが語るところを参照するのが捷徑である。決定的な論拠となるのが『エチカ』第四部定理三九である。そこでスピノザは善と悪を人間身体に基礎付けて論じている。すなわち「人間身体の諸部分相互の運動と静止の割合(ratio)」を保持させるものは善であり、逆にそれらをたがいに異なる運動と静止の割合へともたらすものは悪であるとされる。さしあたり善悪概念を導出する論証過程の妥当性の有無を取り上げる必要はない。注目すべきは当該定理証明と注解である。

「……, 人間身体の形相を構成するものは(E2P13の後のL4の前のD[個体の定義]より), 身体の諸部分がその運動をある一定の割合によって相互に伝達しあうことにある。それゆえ, 人間身体の諸部分が相互の運動と静止の割合が保持されるようにするものは, また同じ人間身体の形相を保持し, ……」(E4P39D)⁵

⁵ この一節でスピノザは人間身体の形相を先に紹介した個体の定義に参照請求しつつ、引き続いてそれを諸部分相互が構成する「運動と静止の割合」と述べている点に注意したい。個体の定義では個体性は諸部分の運動伝達の割合であったが、複合的な個体の場合には運動と「静止」の割合が個体性を維持するものとされていた。『エチカ』第二部では言葉づかいが異なっていたが、スピノザは個体が最単純物体から構成されるか複合物

「しかし、ここで注意しておかねばならないことは、人間身体の死を、身体の諸部分の状態が変化してたがいに異なった運動と静止の割合を取るような状態に置かれる場合だと私が理解していることである」(P39S)

これらの文言ではコナトゥスの定理に直接言及していないけれども、人間身体の形相・本性の同一性保持という見地から捉え直してみるならば、やはりコナトゥスをめぐる諸定理との関連を読み込むことができると思われる。人間身体の形相は諸部分の運動と静止の割合であるが、身体はまさに人間の身体なのであるから人間としての活動をなしている。したがって、この運動と静止の割合の維持は人間の活動としても理解されねばならない。この割合の破壊が人間身体の死をもたらすのだが、そのような原因は身体外部に求められるはずである。というのも「いかなるものも外部の原因によらなければ、破壊されない」(E3P4)からである。しかし、身体も有限様態であるからには他の有限様態との因果関係に規定されて活動せざるをえない(E1P28)。しかも、人間身体は自身を維持するためには「きわめて多くの物体を必要としている」(E2L4)上に、外部の物体との相互交渉は人間にとって「有益である」(E4P38)。それゆえ人間身体は外部環境と開かれた関係にあらざるをえない。そこで人間身体はみずからの形相・本性を維持するべく自己保存に努めているはずである。すなわち、一定の運動と静止の割合を保持しようとしているはずなのである。そうでなくては、人間身体はたちどころに破壊され死んでしまうことだろう。あるいは刹那的な現実存在しか享受しえないであろう。それゆえ、人間身体は「自己の存在に固執しようとする」すなわちコナトゥスをもっているであろう(E3P6)。

このように人間身体の個性性を表現する「一定の運動と静止の割合」を保持する力をコナトゥスだと読み解く推論は、細かな解釈の違いはありうるに

体から構成されるかに関わらず、個体の本性を諸部分の「運動と静止の割合」と考えていたとみてよいだろう。これ以降の論述においては個体の形相・本性を表現するのに「運動と静止の割合」で統一する。

せよ、否定することはきわめて難しいと思う。この議論が人間身体にとって妥当であるならば、それは個体の定義を満たすものすべてに妥当する。つまり、個体にコナトゥス概念を適用することは妥当なのである (Rice [1971] 653, Steinberg [1984] 318, Garrett [1994] 96-7, Ablondi and Barbone [1994] 82)

私の解釈では個体すべてにコナトゥスを認めるけれども、だからといって物理学的個体論における個体の形相とコナトゥスを完全に同一視してよいと主張しているわけではない。ゲルーによれば、物理学的個体論は事物の「抽象的物理学」であって、われわれの第二種の認識すなわち共通概念によって認識される。これに対して事物の永遠の本質を対象とする「具体的物理学」は存在論的・形而上学的な神の内在的力によって説明され、第三種の認識つまり直観知の対象となる。コナトゥスは後者の物理学に属するカテゴリーである (Gueroult [1974] 187-9)。また、マシュレも物理学的個体論で語られる事物の形相と事物の本質たるコナトゥスを鋭く区別する (Macherey [1997] 145)。両者に共通するのは、物理学的個体論が扱うのは個物の現実存在であるのに対して、コナトゥスは個物の本質であるという主張である。私もこの区別に反論はしない。ただ、個体論として考察した場合には、次のような解釈とゲルーらの解釈は矛盾しないといいたい。外部環境の圧力によって現実的に決定される個体の形相は運動と静止の割合であるが、この割合を内在的に維持する力が想定される。この力がコナトゥスであって、これは外部環境の圧力によって決定されないし、機械論的に説明されるものでもない。コナトゥスは神の本質である力に淵源する形而上学的存在である。とはいえ、神が事物の本質の原因であると同時に現実存在の原因でもある (E1P25) スピノザ形而上学において、本質と現実存在の二世界論は存立しえない。本質と存在はあくまで事物のそして個体の二つの側面である。それゆえ、個体の個体性は外部環境との関係という側面においては運動と静止の割合でじっさいに表現されるが、その本質としてはコナトゥスと考えられる。したがって、スピノザにおける個体化の原理は、一義的にはコナトゥスであり、二義的に運動と静止の割合ということになる。ジリードの表現を借りるならば、運動

と静止の割合は個性を「指示する (indicate)」するが「構成 (constitute)」しないのである (Gilead [1983] 52)⁶。

1.2

前節で瞥見してきた『エチカ』での個性論は、あくまでスピノザ自然学の一部をなすものであって、そのまま国家の個性論的解釈に直結するわけではない。スピノザの言い分のままに個性の定義を受け入れたとして、問題はその個性の及ぶ範囲がどこまで拡張されるかにある。第二部の物理学的個性論では、最小単位として最単純物体から議論が発し、複合的な組成をもつ個性をへて、一つの個性としての自然全体にまで包括するある種壮大な階層秩序が示されていた。問うべきなのはこの階層秩序の中に国家が適切に位置づけられるかどうかである。

『エチカ』においては、国家を個性として明示的に規定している件は見いだされない。しかし、スピノザは複数の人間が一つの個性を構成する可能性を示唆している。

「……, もしたたとえばまったく同じ本性の二つの個性が相互に結合するならば、それらは単独の個性よりも二倍の力をもつ一つの個性を構成する。……, したがって、人間にとって人間ほど有益なものはない。……, 人間がみずからの存在を保持するために、すべての人間がすべての点において一致する、すなわちすべての精神と身体が結合してあたかも (quasi) 一つの精神と一つの身体を構成して、すべての人が同時にできる限り自らの存在を保持しようと努力し、同時にすべての人が彼らすべてにとって共通の利益を求めること、こうしたこと以上に価値のあるものを望みえない」(E 4P18S)

⁶ もうひとつ注記しておく。ここでの個性論解釈は人間身体という有機体を範例としている。その理由の一つには、スピノザの物理学的個性論を有機体論としてより積極的に読み解くことも可能だからである (Jonas [1973] 266-70)。だがなにより、国家の個性論的解釈を批判する論者が引き合いに出すのが、まさに国家の有機体的性格だからである。

この引用部分は、理性の指導を概説するための注解後半部に登場する。スピノザは徳をコナトゥスに基礎づけつつ、自らの存在を保持するためには外部の諸事物が必要であることを人間身体論の一つの公準 (E2Post4) から導いた上で、われわれの外部にあって有益なものは何かを問い、それを「われわれの本性と一致」するものすなわち人間であると述べている。つまり、人間が自らの存在を可能な限り保持しようと望むならば、それを可能にするには唯一の選択肢しかないのであって、それは複数の人間から構成される組織あるいは共同体を形成することなのである。しかもこの組織・共同体は「あたかも」一つの精神と身体を備えた一つの個体であるとも述べている。つまり、個体の範囲には複数の人間からなる集団もまた含まれているのである。

人間集団を個体とみなしているからといって、個体を構成する下位個体たる人間が隙間なく隣接しあっているという奇異な図を思い描くことはない。スピノザは物理学的個体論とは別の箇所、多くの個体が「一つの活動において協働して (conurrant)」すべて同時に「一つの結果の原因」であるようにふるまうかぎりですれすれを一つの「個物 (res singularis)」とも語っている (E2Def7)。この定義では個物と個体は同一視されているので、複数の個体が協働してもう一つの個体を形成するとスピノザが考えていたのは間違いないと思われる。この「協働」を人間の集団活動と読みかえるならば、ごく一般的な共同行動を行なうかぎりの人間集団を個体と考えて良いはずである。そのような活動を通じて、下位個体たる個々人は運動を伝達しあい、ある集団を上位個体として組織しつつ、一定の運動と静止の割合を保っているのである。複数の人間から構成される組織を、共同行動の結果得られる成果の原因とみなし、その組織を個体と考えるのはそれほど不自然ではない。たとえば、われわれは企業組織を「法人」という擬制的な人格とみなして経済活動を営んでいる。このとき、法人はたとえばなんらかの商品という結果を生み出す原因といってもよいのではないか。もちろん、じっさいの商品開発や企画、販売などは個々の人間が、いくつものチームを通じて、商品販売という「一つの活動において協働」しているのである。

さらに注目すべきは、この注解ではあからさまに個体論とコナトゥス概念

が交差していることである。スピノザはこの注解においてコナトゥスを再定義しているといえる。つまり、ひとつひとつの個物が自らの存在に固執する努力として定義されたコナトゥスは、同じ本性の事物を追求するよう促されて、それらとともにより力を増すべく結合する傾向として捉え直されているのである。換言すると、個別的であったコナトゥスが共同的なコナトゥスへと転換されているのである (Machrey [1997b] 122)。かくして複数の人間が結合して作りあげられた個体としての集団・共同体は、あらたな形相として一定の運動と静止の割合を維持するであろうし、その根源となるコナトゥスをもまたもっていることになる⁷。

さて、以上二節にわたって検討してきた『エチカ』における個体論をまとめておこう。

- (1) 個体は複雑な組成をもつ。きわめて多くの下位個体が結合して上位個体が形成される。この個体の本性・形相は運動と静止の割合によって表現される。
- (2) 個体にはコナトゥス概念が適用される。個体は自らの存在を維持しようと努力する力を本質として備えている。コナトゥスこそが個体化の原理である。
- (3) 同じ本性をもつ個体が相互に結合するとき新たな個体が成立するといわれる。そのようにして成立した個体は、もともとの単独の個体よりも大きな力を有する。この論理は、複数の人間が共同行動において結合するときにも妥当する。人間集団・共同体は個体としての性格を付与される。

本論の目的はスピノザ政治論における個体論的解釈の妥当性を吟味することにあつた。容易に推察されるように、複数の人間を下位個体として形成される上位個体を国家と同一視するのが個体論的解釈の要諦である。そして個体論的解釈を批判するにせよ擁護するにせよ、『エチカ』での個体論をどのように読み解くかが争点となっている。本論では国家についての二つの解釈に直接優劣をつけようとはしない。スピノザ個体論を正確に理解し、その理解

⁷ ここまでの議論は、理性の指導から導かれる人間の社会性に強く関連する。

に即するならば国家もまた個体であると論証したいだけである。そのためには、本節では触れることのできなかった論点が次節以降で議論の俎上に載せられることになるだろう。

2 国家をめぐる二つの解釈

まずは国家の個体論的解釈対暗喩的解釈という論争のテーマを設定したライスの整理 (Rice [1990] 272-4) に従って、二つの国家論解釈をみておこう⁸。

2.1 個体論的解釈

国家や政治秩序を個体とみなす解釈によれば、自然状態から国家状態への移行は実体から人間が様態として個別化されるプロセスに類比的に語られる (Matheron [1987] 289)。この解釈の利点は、『神学政治論』でのみ用いられた契約論の枠組みをスピノザが後に放棄したことを的確に説明できる点にある。つまり個体論的解釈を採用するならば、『エチカ』で描かれた個体の階層秩序に存在論的に国家を位置づけることで国家の生成を、社会契約という「作為」を仮構せずとも、自然学の延長線上で論じうるということである。このように国家をいわば自然主義的に導出しようとする試みは、「法 (jus)」を自然法則として一義的に捉え、その下に国家の制定する法律を包摂するという特定の法解釈に基づいている。つまり、国家の領域内における社会 (societas) や人間集団を国家の下位個体とし、それらを統べる自然法則が国法というわけである (Matheron [1987] 347)。このように捉えられるならば、もはや自然法則と実定法との区別は喪失する。

ライスによれば、とはいえ個体論的解釈は、自然秩序に国家をあからさまに位置づけるのではなく、むしろ国家にコナトゥス概念を適用することで自然学と政治学を接合する。ライスはザクの「社会とはコナトゥスの結合体 (association)」 (Zac [1963] 225-6) であるとの言葉を引用しつつ、国家論的

⁸ 以下の説明は、特に断らないかぎりライスの論文に依拠したものである。

解釈の戦略を解き明かす。その戦略とは、国家に「神秘的な力」であるコナトゥスを認め、あらゆる個体はコナトゥスをもつという物理学的事実に寄り掛かりながら、個体論的解釈に正統性を与えるというものである⁹。その結果、歴史が物理学に基礎付けられた科学となり「国家自体を含むあらゆる個体が形成される法則は自然法則そのものとなる」のである（Rice [1990] 273）。逆に政治秩序こそがスピノザ個体論のパラダイムだとする論者もいるようだが（Sacksteder [2001] 23）、国家を個体とみなす点では変わりがない。

国家を「統一した全体」（Sacksteder）と特徴づけようが、「生きた有機体に準ずるもの」（Zac）と見ようが、「より上位秩序の個体」（Matheron）と解そうが、もはやたいした違いはない。ライスの危惧は、個体論的解釈がスピノザ政治論をヘーゲルからマルクスへと連なる共同体主義（communalism）の一形態に帰着させ、そうすることで個人の自律を損なってしまいかねないという点にある。ライスはむしろスピノザを根底的に個人主義的な政治思想家と考えている（Rice [1990] 273-4）。その読みに適合する解釈として、個体論的解釈に対抗するデン・ユルの暗喩的解釈を援用するのである。

2.2 暗喩的解釈

暗喩的解釈は国家に個体としての存在論的地位を認めず、国家をあくまでも歴史的集合体として機能するいわば「唯名論的」存在と規定する。現実には存在するのは複数の人間のみであって、国家とはそれを指示する名前にすぎないというのである。

とはいえ、暗喩的解釈は国家状態成立についてはとりたてて独創的な見解を打ち出すことはない。繰り返しになるがスピノザによれば、政治秩序ある

⁹ ザクは引用されている『スピノザ哲学における生の観念』において、バルクソンの多大なる影響下でスピノザのテキストを読み込んでいる。ザクの解釈では、神とは生命そのものである。事物は神の本質である活動力を表現するので、個物の存在する力と本質、コナトゥスはすべて生命として等号で結ばれることになる（Zac [1963] 24, 42）。したがって「神秘的な力」というライスの論評は、必ずしも誤読ではないが、ザクのスピノザ解釈全体の文脈から切り離して論じているという点で不親切でもある。

いは共同体は人間が感情に囚われた状態において「本性上」欲せられる。孤立状態では自己を防衛できないし、生活必需品を獲得もできないので、国家状態の効用を認識してそれを欲するのである(TP6/1)。国家とは人間が本性上欲するという意味では「人間本性の産物」であることは暗喩的解釈でも承認される。しかし、ライスは「人間本性の産物」という言葉の曖昧さを問いたです。ライスは人間本性から生み出されるのは「政治的共同体が存在する」という命題あるいは観念であって、人間本性の産物といわれうる政治共同体など存在しないと主張する。「あたかも一つの精神のように」生み出されるのは一つの集合体 (aggregate) であり、その構成員が環境の諸条件に応じて多少なりとも統一した仕方で活動するだけなのである (Rice [1990] 274-5)。つまり、人間は国家の必要性をどのような場合であれ認識できる。これは人間本性から自ずと獲得される知識であるといつてよいだろう。国家が人間本性の産物であるというのはこの意味において、そしてこの意味においてのみである。というのも、じっさいに国家を設立するという営みは、人間がたとえば契約という行為によって人為的に為されるものだからである。たとえば契約論の枠組みを取らないとしても、人間の本性だけを根拠にして、国家が自然発生すると考えるのは無理なのである。

ライスはこのようなスピノザ政治論を「方法論的個人主義」と特徴づける。ライスはこの特徴づけをデン・ユルの仕事に負っており、さらに積極的に彼の政治論解釈を擁護していく。デン・ユルも国家の成立を個々人の心理学、つまり感情に囚われた人間がその力を結集していく心理的傾向に基礎を求めている。この点はマトゥロンら個体論的解釈論の立場の論者と変わるところはない。典拠とするテキストも『エチカ』第三部、第四部と同じである。異なる点は、この人間関係の間に張り巡らされる力をどのように一般化するかにかかっている。ライスによれば、個体論的解釈ではこの人間関係を立法論的方向に一般化していくのに対して、デン・ユルの方法論的個人主義の枠組みにおいてはむしろ統計的な水準で一般化していくのである (Rice[1990] 275)¹⁰。

¹⁰ デン・ユルその人は、スピノザは「緩い意味で」方法論的個人主義の枠に収まるとみ

国家成立の基底をなすような人間関係は統計で現れる傾向としてのみ把握できるので、それによって形成される国家が個体としての存在論的地位をもたないのは明かだというわけである。裏を返せば、個体論的解釈が妥当であるためには、共通の感情を通じて生成する人間関係を立法過程にまで切れ目なく接合させる一般化が可能でなくてはならない。そしてライスはそのような一般化をスピノザのテキストに読み込むのは不可能だ判断しているのだろう。

さて、ライスが依拠するデン・ユルのスピノザ政治論解釈は個体論的解釈を否定するのに二つの議論を提出している。一つは自然状態解釈に関わり、もう一つは存在論の領域に入り込む。

- (1) もし国家制度を個人を超えた上位個体と見なすならば、自然状態の遍在というスピノザのテーゼと矛盾する。というのも、そのような上位個体は自然状態においても、少なくとも理論的には存在しうるから (Den Uyl [1983] 70)。
- (2) [E2Def7 について] 社会の個々の成員が単一の結果を生み出す多種多様な原因であると考えする必要はない。じっさい統治者が一人だからといって、統治の諸結果を単一と考える必要はないだろう。社会は一つの個体ではなく、組織された諸関係であって、その統一は個体化ではなく調和の問題として考察されるべきである (Den Uyl [1983] 80)。

これら二つの議論のうちで決定的なのは後者であるとライスはいう。というのも、マトゥロンもデン・ユルもスピノザの物理学的個体論を存在論的に第一義と考え、政治論には派生的に適用されると考える点で一致しているか

ている。しかもその根拠はきわめて薄弱である。というのも、スピノザ政治論が個人主義的なのは、社会を形成する諸個人がエゴイスティックだからとしか彼は述べていないからである (Den Uyl [1983] 67-8)。マトゥロンやバリバールらの解釈は感情にとらわれた諸個人の心理的エゴイズムにこそ社会性の基礎を見いだしている。デン・ユルは、彼らの解釈に正面切って批判を加えていない。これでは、両者を比較してみたところで、せいぜいが水掛け論に終わることは必至である。それゆえ彼の方法論的个人主義についてはこれ以上言及しない。

らである。つまり、本当の係争点はスピノザ個体論そのものをどう理解するかにある¹¹。示されねばならないのは「組織された諸関係すべてが、存在論的パースペクティヴからみて個体を必ずしも構成するわけではない」ことなのである（Rice [1990] 276）。したがって、個体論的解釈を批判するためには物理学的個体論を再吟味しなくてはならない。こうして問題はスピノザ自然学へと差し戻されていく。

ここまでは、ライスの論文を忠実に紹介しつつスピノザ政治論の二つの解釈を瞥見してきた。議論がスピノザ個体論そのものに及ぶにいたって、もはやこれ以上の紹介は必要ない。およその構図は明らかとなったはずである。じっさい、ライスその人もこれ以降自らの主張を展開し始めている。そこで、いったん節を改めて暗喩的解釈を取る論者がどのようにして個体論的解釈を批判しているのかを確認したい。

3 個体論的解釈批判

個体論的解釈に対しては、暗喩的解釈を取る論者からいくつかの点で、しかもやや異なる方向から批判が加えられている。すべてを扱う必要はないだろう¹²。ここでは主要な批判点を二つの方向性から区別してそれぞれ紹介しておく。一つは、主としてテキストの再解釈によって個体論的解釈を批判す

¹¹ ライスの見立てによると、前者の議論は後者の成否に依存しており、もし後者が論破されるならば、デン・ユルの自然状態論が不十分だと反論にさらされるかもしれないという（Rice [1990] 275）。

¹² 暗喩的解釈論者が挙げている論点はあと二つある。(1) 国家が個体であるならば、個体の精神に相当するものがあるはずだが、「社会精神」のごとき存在をテキストに見いだすことは不可能である（Barbone [2002] 104-5, Den Uyl [1983] 79-80）。(2) スピノザの『エチカ』テキスト全体を総覧すると、通常個体のコナトゥスを表現するときに本質としての力概念を *potentia* というタームを使っているのだが、政治学のテキストでは、コナトゥスはもとより、対他関係を論じるときに使用される *potestas* しか用いられていない、したがって国家はコナトゥスを持たない（Barbone [2002] 102-4, Den Uyl [1983] 71-2）。

るものである。具体的には、『エチカ』における個体論的解釈を支持するとされてきたテキストを再解釈するバーボンの論考を取り上げる。もう一つは、上位個体と下位個体の全体一部分関係を別様に解釈した上で、国家と構成員の関係を下位個体と上位個体で捉える個体論的解釈の弱点を衝くというものである。前節末尾で残しておいたライス自身の議論がまさにそのような批判となっている。

3.1

バーボンの個体論的解釈批判は、マトゥロンらの立論を詳細に分析することからはじまる。その結果、個体論的解釈においては個体の本質はコナトゥスでありかつコナトゥスをもつものだけが個体であるという結論をひとまず導く。その上で個体論的解釈が依拠するスピノザのテキストを検証し、テキストのいずれもが国家にコナトゥス概念の適用を止まらせる読みしか許容しないことを示す。そうすることで、個体論的解釈はテキスト上の根拠を喪失

これらの論点を詳細に検討する必要はない。(1)は揚げ足取りに近いし、(2)はテキスト上に反例をいくつか見つけるとそれだけで直ちに崩壊してしまうからである。そこでマトゥロンの再反論を紹介するだけにとどめておこう。マトゥロンはその暗喩的解釈批判において、例によって委曲を尽くしたテキスト解釈を提出しているのだが、ここではそのごく一部を紹介するだけで十分である。

- (1) スピノザは『政治論』のある箇所、最高権力の権利を「国家の精神」になぞらえている (TP 4/1)。最高権力は自らの権利＝力に基づいてすべての善悪を決定し、国民が服すべき法律を制定するのであるから、国家の法体系を国家の精神とみなしてかまわないだろう (Matheron [2003] 141)。
- (2) なるほど政治学のテキストには国家のコナトゥスという言葉は見られない。しかし、『エチカ』第四部定理三七注解二では「自分を保持しようとする力 (potestas)」によって確立された社会を国家 (Civitas) と呼んでいる。そしてバーボンの主張に反して、スピノザは『エチカ』で *potentia* と *potestas* を互換的に使用している (E5P29, P42) ことを勘案すると、こと『エチカ』に限るならば国家がコナトゥスをもつと認定してよい。また、*potentia* のみがコナトゥスを意味する力だと同意したとしても、『政治論』には国家の *potentia* という言葉づかいが国家の *potestas* と比べて著しく少ないというのは事実反している (Matheron [2003] 136-7, 143-4)。

するというのがバーボンの主張である。

バーボンの主張は『エチカ』第二部定義七と第四部定理一八注解の再解釈から構成される。すでに幾度か言及したテキストであるけれども、煩をいわずバーボンが引用するままに正確に引用しながらその読みを確かめたい。

「多くの個体 (individua) が、すべて同時に一つの結果の原因であるように一つの活動において協働するなら、そのかぎりでは私はそれらすべてを一つの個物 (res singularis) とみなす」(E2Def7)

バーボンによれば、この定理が語っているのは単純な個物の集合にすぎない。たとえば多くの労働者が巨石を動かそうとみなで一斉に押しているような場合である。この場合、誰も労働者の集合を個体とは呼ばないだろう。労働者全体のコナトゥスなど想定しようもない。かくしてバーボンは、この定義を個体論的解釈を指示する典拠とはできないと早々に断定する (Barbone [2002]100-1)。しかし、個体論的解釈が依拠するのはむしろ第四部定理一八注解の方である。だが、バーボンはやはりこの注解も複数の人間からなる上位個体形成の原理たりえないという。

「したがって、人間にとって人間ほど有益なものはない。くりかえして言うておこう。人間がみずからの存在を保持するために、すべての人間がすべての点において一致する、すなわちすべての精神と身体が結合してあたかも (quasi) 一つの精神と一つの身体を構成して、すべての人が同時にできる限り自らの存在を保持しようと努力し、同時にすべての人が彼らすべてにとって共通の利益を求めること、こうしたこと以上に価値のあるものを望みえない」(E4P18S)

スピノザがこの注解で述べているのは、同じ本性の二人の個人が力を合わせるならば彼らは別の新たな個人を形成するということである。バーボンはそのようなことは不可能だと決めつける。というのも、この注解では「まっ

たく同じ本性の二つの個体」が結合する場合が問題となっているからである。個体がコナトゥスをもつということは、個体は「ある特定の」個体として存在し作用する力によって定義されているというに等しい。ということは、人間も個体として個別化された「個人」であるからには、まったく同一の本性の個人が複数存在するはずはない。同一の本性をもちながら数的には区別されるような人間が存在しない以上、それらが複数結合して新たな個体・個人を形成しようもないというのである。

だが、引用された注解はたしかに複数の人間を下位個体とする新たな上位個体存立の可能性を示唆しているように思われる。バーボンはどうにこのテキストを解釈するのだろうか。その解釈は「あたかも (veluti)」を反事実的用法として読むというものである。つまり、「あたかも一つの精神と身体を構成して」という部分は「もし可能ならば」新たな個体を形成するかもしれないが、同じ本性をもつ複数の人間など存在しえないので「じっさいは不可能である」という風に読み解かれねばならない。

3.2

ライスは、スピノザが自然全体と諸部分との関係を問われ、その問いに答えて執筆したある書簡を分析して、そこから上位個体とそれを構成する下位個体の関係の範例を読み取る (Ep32)。スピノザはその書簡で、人間が宇宙に住んでいるのと同じように血液中に住んでいる血液中に小さな虫 (vermiculum) がいると想像するよう促す。この虫は血液中のさまざまな粒子が互いに衝突したり運動を伝えあっているのを見分ける力を備えており、これらの粒子を全体として考察している。しかしこの虫には、これらの粒子が血液の部分として血液の一般的本性が要求するとおりに決定されて相互に調和している事実を知ることとはできない。だがやや俯瞰した観点から捉え返すならば、血液の方も、たとえばある生物の血液なのであって、それゆえ生物の本性の命ずるままに血液外部に存在する他の諸部分と相互関係を結び、全体としての意味を失って生物の特定の部分を構成しているのである (Ep32/171-2)。

ライスがこの書簡で全体一部分関係についてのスピノザの説明を、上位個体とそれを構成する下位個体との関係になぞらえて理解するのはもっともだと思われる (Rice [1990] 277)。というのも、スピノザは小さな虫と血液の例は自然におけるすべての物体に当てはまると述べているからである。すなわち、すべての物体は周囲の他の諸物体によって相互に一定の割合で (ratione) 存在し作用するように決定されている。しかもその間宇宙全体はつねに「運動と静止の同じ割合」が保持されているのであって、物体が一定の仕方では規定されて存在するかぎり「全宇宙の部分として」考えられねばならないし、それは「全体と合致し (convenire)、残りの諸物体と連結する」と考えられなくてはならない (Ep32/171-3)。一見して分かるように、周囲の圧力による物体の連結、諸部分の運動と相互関係、宇宙全体で維持されている運動と静止の割合というスピノザが説明に用いるタームは、『エチカ』第二部の物理学的個体論とほとんど同一である。スピノザがこの書簡を書いているとき、物理学的個体論を下敷きにしていたか、少なくとも同じ道具立てを念頭に置いていたと想定される。したがって、個体という言葉こそ登場しないけれども、この書簡で素描された全体一部分関係を個体論として解釈することも許されるだろう。つまり、小さな虫にとっては血液中の複数の粒子はそれぞれに個体であるが、それらは血液という上位個体の下位個体として、特定の血液の本性を表示する運動と静止の一定の割合を保持する。さらに血液は特定の生物の下位個体であって、生物の他の諸部分と連結して相互関係を結びながら、生物の個性保持に貢献しているのである (Rice [1990] 276-7, Barbone [2002] 101-2)。

じっさい、この書簡を個体論として解釈することはライスの独創ではない¹³。そうではなく、ライスの解釈の特徴は、個体化のレベルを同定する基準を下位レベルの活動が上位レベルの法則に還元される度合いに設定したところにある。個体としての化学的な複合体をさらなる上位個体の複合

¹³ たとえばこの書簡を主たる題材にして、サクステダーは彼の個体論的解釈を編み出している (Sacsteder [2001] 21)

体を構成要素とする鍵，血液中の小さな虫や生物の中の血液を個体化する鍵は，結局のところ分子生物学なのである。スピノザの時代にはまだ生まれてはいなかったこの科学理論によれば，上位個体の法則は下位個体の法則を含意するという還元論的な図式が成立するという（Rice [1990] 277）。

ライスが分子生物学の法則を持ち出すの一見すると奇異にみえる。だが，それだけを理由にして，その立論までを否定するのはライスに対して不公平というべきだろう。生まれ出ずる前の「分子生物学」が候補となるかどうかはともかく，スピノザが個体論を未完成ではあるが彼なりの自然学の文脈で語っていることはたしかである。そのかぎりではスピノザ個体論を広義の「物理主義」に含める解釈は的を外してはいない（Barbone [2002] 102）。そして，スピノザは全体一部分関係の説明を締めくくるにさいして，諸物体は実体の諸部分であって，実体の本性に属しており実体なしには存在することも認識されることもないと書き記している（Ep32/173）¹⁴。『エチカ』での実体一様態関係を論理的演繹関係と厳密に同一視しない研究者であっても，自然学レベルにおける個体の階層秩序を自然法則の含意関係と解釈するライスの方向性は許容できるだろう。血液の本性を支配する法則が，上位個体としての血液の下位個体である粒子の運動法則を律していると考えるのはむしろ自然だからである。ライスの解釈は，下位個体の上位個体への依存関係を法則間の含意関係として捉え直す読みとして受け止めておく。

さて，個体間の依存関係が法則間の含意関係として解明されたのであるから，国家が個体の要件を満たすか否かは，ひとえに国家構成員の感情を通じた活動法則が国家の歴史的・政治的法則に含意されそこから演繹されるか否かにかかっている。ライスによれば，スピノザ政治学のテキストには人間の心理学的法則を含意し演繹するような政治法則など書き込まれてはいない。したがって，国家は個体ではないという結論が導かれる（Rice [1990] 277）。

繰り返しになるかもしれないが，法則の含意関係という観点から，小さな

¹⁴ もっとも一六六五年のこの書簡では，諸物体が帰属するのは「物的実体」の本性とされてはいるのだが。

虫と血液の例を再度とりあげよう。小さな虫と血液中の環境との相互影響関係は、血中細胞の法則によって決定されている。この血中細胞の法則の方は、より一般的な血液の法則によって決定されている。この場合、血液は小さな虫の上位個体であり、小さな虫は血液の部分をなす下位個体となっている。さらに血液はさらに上位の個体（たとえば人間）の部分であって、血液の法則は生理学というさらに上位レベルの法則から演繹されるのである。ではこの人間にはさらなる上位個体が存在するのか。もし個体論的解釈が正しいとするならば、この上位個体こそが国家や政治秩序となるはずである。すると、国家の法則から人間の社会的相互行為の法則が演繹されねばならない。スピノザのテキストを典拠にして個人や集団の社会的相互行為を説明しようとする、『エチカ』第三部と第四部で展開されている人間の感情に基づく行為の法則に訴えなくてはならない。だがこの心理学的法則はより上位の政治的法則から演繹可能であるとスピノザが主張しているとは思われない。というのも、スピノザ政治学の著作での両者の関係を説明する手法は、まったく逆であるからである。つまり、政治的法則に訴えて心理学的法則を説明しているのではなく、人間の心理学的法則を基礎的法則に据えて、それに訴えて政治秩序の生成を説明しているのである（Rice [1990] 278）。上位個体と下位個体の二項からなる説明図式が、国家と国家の構成員を説明するのに不適当であるのだから、国家の個体論的解釈は成立しないのである。

以上、暗喩的解釈論者による個体論的解釈批判を二点に分類してみた。個体論的解釈を擁護しよう試みる本論では、これらの批判に効果的に再反論し、それに成功するならば当初の目的を果たしたことになる。

4 個体論的解釈再考

前節で確認された暗喩的解釈論者の個体論的解釈批判をまとめておく。

(1)『エチカ』において個体論的解釈を支持すると言及されてきた定理は、じつさいには個体論的解釈と背馳する。とくに第四部定理一八注解の個体論的解釈論者の読みは誤っている。

(2)スピノザにおける上位個体とそれを構成する下位個体との全体一部分関係は、前者の法則に後者の法則が含まれるような関係である。しかし、国家と国家の構成員との間にそのような法則の含意関係は存在しない。それゆえ、国家の個体論的解釈は妥当ではない。

本説では、これら二つの批判を順次検討し再反論を加えていく。そうすることで個体論的解釈を批判から救い出し擁護する。事柄はテキスト解釈をめぐる争点であるから、『エチカ』の当該箇所について説得的な解釈を再提示することが、反論の目的となる。

4.1

既に縷々述べているように、『エチカ』において個体論的解釈を支持すると思われるテキストは第二部定義七と第四部定理一八注解である。前者における「一つの結果の原因であるように一つの活動において協働する」諸個体、つまりこの場合諸個人をひとつの個体とみなしてよいかどうかについては、すでに私は自分の解釈を明らかにしている。つまり、第二部定義七でいわれている「協働」は法人の活動として理解可能であり、商業活動を行なう法人をわれわれは個体として現在扱ってもいるのだから、この定義を個体論的解釈を支持するテキストに数えてよいというものである。パーボンへの再反論にはこの解釈だけでとくに不足を感じない。とはいえ、経済学では法人を単なる従業員の集合へと還元する説も有力であるので、私はそれほど自説に固執するつもりはない。仮に法人を個体として捉えうるとしても、その法人論から国家の個体論的解釈擁護にはなお距離があるけれども、その距離を埋める試みに着手する必要もない。私の解釈は暗喩的解釈論者の反論の妥当性を多少なりとも割り引くことができるのだから、目的は達成されている。個体論的解釈論者も暗喩的解釈論者も双方が認めているように、論争上本質的なテキストは第四部定理一八注解の方である。このテキスト解釈に懸けられているのは、『エチカ』と政治学的著作を個体論的解釈でつなぐ最重要な思考の生命線である。ここを断ち切られると、『神学政治論』と『政治論』から典拠となる文言を取り出してどれほど精緻に個体論的解釈を言いつのってもむな

しい。そこで、この注解についてマトゥロンの再反論を紹介しながら、バーボンの解釈に論駁しておく。

バーボンの解釈の基軸は、『エチカ』第四部定理一八注解で新たな個体を形成するとされるのは「まったく同じ本性の二つの個体」であるが、「まったく同じ本性」の個人は複数存在しえないのだから、この注解を字義通りに読むのは間違いであるというものである。しかし、この注解での「同じ本性」を人間個々人の個別的な本質を意味すると決めつけるのではなく、人間ならば誰でも有する「共通の本性」と解釈する余地があるだろう。人間共通の本性であれば、複数の人間が「同じ本性」をもつのは当然である。

たしかに「まったく (prorsus)」という副詞は、たんなる人間共通の本性にかかるとしては強すぎるかもしれない。だがマトゥロンは、『エチカ』から prorsus が用られている興味深いテキストを引用して、「まったく同じ本性」を人間共通の本性と読む解釈を正当化している。スピノザは「創世記」の物語に言及しながら、人間（アダム）が「自分の本性とまったく一致している (cum sua natura prorsus conveniebat)」女性（イブ）を発見して、人間（アダム）にとって自然の中に女性（イブ）ほど有益なものはないと認識したと解説している (E4P68S)。アダムとイブは個別本質が異なっているだけでなく、性別まで異なっている。にもかかわらず「まったく同じ本性」をもつといわれているのである。こちらの注解で語られている「まったく同じ本性」が人間共通の本性を意味するのは疑いを入れない。しかも言葉づかいが第四部定理一八注解とほとんど同一なのは一読してすぐに気付く。したがって、新たな個体を形成する諸個人がもつとされる「まったく同じ本性」が人間共通の本性であると読む解釈を退けるテキスト上の根拠はない。ところで、スピノザは第四部定理一八注解では理性的にふるまう人間だけに限定して「人間にとって有益である」と述べているのではない。人間は理性的であろうと感情に囚われていようと、互いにそれ以上有益なものが存在しないほど有益なのである。それゆえ、「あたかも一つの精神と一つの身体を構成する」との文言もまたあらゆる種類の人間集団に当てはまるのであり、国家にも当てはまる (Matheron [2003] 131)。かくして、『エチカ』第四部定理一八注解を

個体論的解釈の『エチカ』における重要な典拠とする読みは妥当なのである¹⁵。

4.2

さて、前節で暗喩的解釈論者による『エチカ』のテキスト解釈に基づく個体論的解釈批判は根拠が薄弱であることが明らかとなった。だが、暗喩的解釈論者の初発の問題意識は、国家を個体とみなしてしまうと、人々の自由が徹底的に奪われてしまうのではないかという危惧にあった。ライスの反論はまさにその危惧を理論的に表明したものと見える。本節では、ライスが主張するスピノザの全体一部分関係の図式を批判し、個体論的解釈が自由主義と両立することを示したい。

ライスの反論は、スピノザにおける上位個体とそれを構成する下位個体との全体一部分関係を法則の含意関係として捉えるところに特徴がある。つまり、個体間に全体一部分関係が成立しているためには、上位個体の内部を統べる法則から下位個体の法則が演繹されねばならないのである。しかし、この解釈は『エチカ』での物理学的個体論における全体一部分関係を把握し損なっている。というのも、スピノザの個体論の定義（とりわけ E2P13L7）では、下位個体の活動が上位個体の本性から演繹されねばならないとどこにも主張されていないからである¹⁶。

スピノザは第二部定理二四の証明で、人間身体とそれを組織する諸部分との関係を次のように説明している。人間身体を構成する諸部分が身体の本質に帰属するのは、諸部分がその運動をある一定の割合で（certa quadam ratione）相互に伝えるかぎりのことである。だが、それら諸部分は「人間身

¹⁵ この注解は、自身にとって有益なものを追求することが徳の基礎ではなく、かえって不敬の基礎であるとあやまって信じる人々に向けて、誤解をただすべくあえて幾何学的秩序に則って論証する前に挿入された対人論法である。ここで触れられた「本性上的一致」をめぐる議論は、「理性の指導」の内実が論証されるに応じて具体的に展開していく。

¹⁶ モローによれば、国家は血液ほど緊密に統合されている個体ではないので、両者を個体として同等に扱うライスの解釈は間違いとなる（Moreau [1994] 449-50）。

体との関係を離れて、個体として (ut Individua, absque relatione ad humanum Corpus)」考察されるかぎりでは人間身体の本質には属さないのである。というのも、人間身体は複雑な組成の個体であり、その諸部分は身体の本性を少しも変えることなく、人間身体から分離できるからである (E2L4 より)。さらには諸部分をなす個体は自分の運動を異なる割合で (alia ratione) 他の物体に伝えることもできるのである (E2P24D)。この証明を書くさいにスピノザは、物理学的個体論以外の定理や補助定理にいったい参照請求していない。したがってこの説明は、スピノザ個体論における上位個体とそれを構成する下位個体からなる全体一部分関係についての、スピノザその人による正統なものと理解してよい。それゆえ、スピノザ個体論における全体一部分関係を、ライスの解釈のように法則の含意関係として読むことは、完全に的外れである。全体としての個体の本性に、部分としての個体の活動を還元することはできない。両者の間に本性・法則の含意関係など想定できはしないのである¹⁷。

もはや多言を要しないだろうが、この論理が個体としての国家とその構成員ともまったく同様に当てはまる。国家を構成している諸個人は、国家の統治から離れてもなお個体としての地位をはく奪されることはないし、公民が幾人か「国籍離脱」したからといって国家側の本性が変化するわけでもない。それどころか、諸個人は、各自の本性を維持しつつ、あらたな社会関係

¹⁷ 第二部定理二四の証明を逆手にとって (いわばバーボンの主張とは逆方向で)、「上位個体は本性の異なる下位個体によって構成される」のだから第四部定理一八注解に依拠した個体論的解釈は成り立たないと反論する向きもあるかもしれない。この新たな反論に対しては二点からなる再反論が可能である。第一に、第二部定理二四の証明が参照請求している物理的個体論では、「本性の異なる諸個体」とは直接には諸個体の階層秩序における地位の違いを意味している。したがって、下位個体としての人間が上位個体としての国家の部分となるという構図は、国家が個体でありうるならば、いささかも否定されない (Matheron [2003] 132)。より単純な反論であるが、第二に、諸個人がさまざまに異なる個別の本性をもつことと、人間という種に共通の本性をもつことはまったく矛盾しない。むしろ、それゆえに人間精神の永遠な本質が個別本質なのか人間特有の共通本質なのかという、きわめて重要な論争が生じるのである (Gueroult [1974] 463)。

を結んで別の国家に帰属しうるのである (Matheron [2003] 129)。したがって、個体論的解釈がスピノザ政治論を全体主義的色彩に染め上げるのではないかという心配 (Rice [1990] 282) や、公民一人が一人でも死ぬと国家全体が崩壊するなどという危惧 (Barbone [2002] 107) は杞憂に終わる。それゆえ、スピノザ政治論の自由主義的側面が、個体論的解釈の採用によっていささかも損なわれることはない¹⁸。

ライスの解釈がミスリーディングであるのはもはや明らかである。しかし、ライスがこの譬話にスピノザ個体論の範例を読み込んだのは正しい。そして、ライスが当該書簡を読んで上位個体と下位個体の全体一部分関係を法則の含意関係と同一視した理由もある程度推測できる。まず、スピノザは血液とその内部の粒子をモデルにして説明しているが、粒子（たとえば血小板や白血球を想起すればよいだろう）の本性が血液の本性に還元されるのはたしかであるように思われる。血液の本性を度外視して血小板の本性などを医学的に考察できるだろうか。スピノザのモデルを文字通り受け止めるならば、ライスの解釈にも部分的には首肯できる。皮肉なことに、ライスはこのモデルを「字義通り」解釈してしまった。スピノザ個体論を正確に読み解くためには逆にこのモデルを「暗喩的に」解釈しなくてはならなかったのである。さらに、ライスの解釈はスピノザ個体論の特定の一部には妥当するように思われる。それは、諸部分が無限に多くの仕方に変化しながらも全体は変化を被らず依然として同じ「運動と静止の割合」を保持している個体、すなわち「全自然」(E2L7S) あるいは「全宇宙」(Ep32) や「全宇宙の相」(Ep64) である。この個体はその内部にすべての物体を統合しており、内部の法則は自然法則そのものであって、諸部分となるあらゆる物体はこの法則に従ってのみ生成変化し活動している。この特殊な個体の場合に限って、全体の本性から諸部分

¹⁸ なお、国家の「精神」と公民一人一人の精神との差異と関係についてはマトゥロンとモローがそれぞれに詳細に分析しているが (Matheron [2003] 144-5, Moreau [1994] 451-6)。あまり興味深い議論ではないので、両者の一致した結論は、国家の「精神」が個人の精神的自由を抑圧したり吸収したりすることはないということだけを注記しておく。

の本性が「演繹」されるといってよいかもしれない。というのも、これらのテキストで指示されている「自然」や「宇宙」は延長属性の下での間接無限様態つまりは物的な全自然であって (E1P22)、そこでは自然法則が完全に支配しているからである。ライスの誤りは、この無限な宇宙にしか妥当しない議論から一足飛びに有限な個体であるはずの国家へと飛躍してしまった点に求められるだろう。

おわりに

本論の検討の結果、スピノザ政治論をめぐる個体論的解釈と暗喩論的解釈との論争は、テキスト解釈という観点にかぎるならば前者の勝利に終わっている。それゆえ、国家はコナトゥスをもつ個体であり、下位個体として国家を構成するのが国家構成員たる公民である。フランスの研究者らによるスピノザ解釈の、少なくとも理論的枠組だけは、暗喩論的解釈論の批判を免れている。

しかし、より一般的に考えて、国家を個体とみなすスピノザ政治理論が国家有機体説の潮流に属していることはたしかであるように思われる。そうであれば、国家有機体説に基づく国家構成員の自由はいかなる地位を占めるのかというより広い思想史的パースペクティブで、スピノザ政治論を再考察する必要があるだろう。そうしてはじめて暗喩論的解釈論者の危惧すなわち国家の個体論的解釈では個人の自由が奪われてしまうという疑念が、最終的に払拭されるはずである¹⁹。これは今後の検討課題である。

¹⁹ 国家有機体説といえば、ハーバート・スペンサーの名前がまっさきに想起される。ここで注目すべきは、スペンサーの『社会静学』はいまやリバタリアニズムの古典と目されていることである。国家の機能を徹底的に制限し、さらには存在そのものを道徳的に邪悪だと否定し尽くすのがリバタリアニズムである。この例だけでも、国家有機体説が必ずしも個人の政治的・思想的自由と相反する理論ではないと理解できると思う。

政治思想研究者マルコムによれば、スピノザ政治論は国家の機械論的説明の理論と合理主義的・理想主義的理論の二つの根本的に異なった共和主義的思想潮流を統合して一

凡例

使用したテキストは下記のとおり。

Gebhardt (ed.), *Spinoza opera*, 1925 (Heidelberg: Carl Winter)

引用に際して、『エチカ』を E と略記し、引用に当たっては以下のように省略している。〔 〕は引用者による。

E1,2 etc.=『エチカ』第一部、第二部等, Praef=序文, Def=定義, P=定理, D=証明, C=系, S=注解, Ax=公理, Post=公準, L=補助定理, Ex=説明

『政治論』は TP と略記する。

例 TP2/4/288=『政治論』第二章四節, ゲーブハルト版第三巻の二八八頁。

文献表

- Ablondi, F. and Barbone, S. [1994] “Individual Identity in Descartes and Spinoza” in *Studia Spinozana*, 10, pp.69-92.
- Balibar, É. [1985] *Spinoza et la politique* (Paris: PUF).
- , [1990] “Individualité, causalité, substance: réflexions sur l’ontologie de Spinoza” in: Curley and Moreau [1990], pp.58-76.
- Barbone, S. [2002] “What Counts as an Individual for Spinoza?” in Koistinen, O. and Biro, J. (eds.) *SPINOZA: Metaphysical Themes* (Oxford: Oxford U. P.), pp.89-112.
- Curley, E. and Moreau, P. -F. (eds.) [1990] *Spinoza: issues and directions* (Leiden: E. J. Brill).
- Den Uyl, D. J. [1983] *Power, State and Freedom* (Assen: Van Gorcum)
- Garrett, D. [1994] “Spinoza’s Theory of Metaphysical Individuation” in: Garber, K. F. and Gracia, J. J. E. (eds.) *Individuation and Identity in Early Modern Philosophy*

つの体系にまとめあげている (Malcom [1991] 557)。革新的であるがゆえの曖昧さも含めて、スピノザ政治論の到達点を測定するには適切な指標であるだろう。

- (Albany: SUNY Press).
- Gilead, A. H. [1983] “Spinoza’s Principium Individuationis and Personal Identity” in: *International Studies in Philosophy* 15, pp.41-57.
- Gueroult, M. [1974] *Spinoza II: L’âme* (Hildesheim: Olms).
- Jonas, H. [1973] “Spinoza and the Theory of Organism” in Grene, M. (ed.) *SPINOZA: A Collection of Critical Essays* (N. Y.: Anchor Pr.) pp.259-78.
- Lachterman, D. R. [1978] “The Physics of Spinoza’s EHICS” in Shahan, R. W. and Biro, J. I., *SPINOZA: New Perspectives* (Norman: Univ. of Oklahoma Pr.) pp.71-111.
- Lécirvain, A. [1978] “Spinoza et la physique cartésienne: la Partie II des Principia” in *Cahiers Spinoza*, No.2, pp.93-206.
- Macherey, P. [1997] *Introduction à l’Éthique de Spinoza: La seconde partie; la réalité mental* (Paris: PUF).
- Malcom, N. [1991] “Hobbes and Spinoza” in J. H. Burns (ed.) *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700* (Cambridge: Cambridge U. P.), pp.530-57.
- Matheron, A. [1987] *individu et communauté chez spinoza* (Nouv. éd.) (Paris: Mnémosyne).
- , [2003] “L’Etat, selon Spinoza, est-il un individu au sens de Spinoza?”, in M. Czelinski, T. Kisser, R. Schnepf, M. Senn, J. Stenzel (eds.) *Transformation der Metaphysik in die Moderne* (Würzburg: Königshausen und Neumann)
- Moreau, P. -F. [1994] *Spinoza L’expérience et l’éternité* (Paris: PUF)
- Rice, L. C. [1971] “Spinoza on Individuation” in *The Monist*, 55, pp.640-59.
- , [1990] “Individual and community in Spinoza’s social psychology” in: Curley and Moreau [1990], pp.271-285.
- Sacksteder, W. [2001] “Communal Orders in Spinoza” in: Lloyd, G. (ed.) *Spinoza: Critical Assessment* (Leiden: E. J. Brill), pp.20-30.
- Zac, Sylvain [1963] *L’idée de vie dans la philosophie de Spinoza* (Paris: PUF)
- , [1979] “Société et communion chez Spinoza” in his *Philosophie, théologie, politique dans l’oeuvre de Spinoza* (Paris: J. Vrin) pp.97-116.
- 吉田量彦 [1997] 「スピノザの政治思想と社会契約説」日本倫理学会『倫理学年報』第46集, 35-48頁。